

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

C

設問 (憲法14条1項の法) ①

1. 乙は、母を亡くした家庭に対し、被災母子支援金も支給しないとし、被災母子特別支援金の支給に関する法律(以下単に「法」といふ。)4条は、憲法14条1項に反し、違憲無効と主張す。乙の主張は認められるか。

2. 14条1項は法の下での平等を保障するとし、これは法適用の平等を保障するものである。しかし、法適用の平等は保障されない。この法内容から不平等があれば、法適用の平等は無意味となる。故に、法内容の平等も、同項に於いて保障される。

3. 本件では、災害の父を亡くした母子家庭にのみ被災母子支援金も支給する法4条は定む。同条の規定は、災害の父を亡くした母子家庭、災害の母を亡くした父子家庭にも別異を取り扱っている。

③ 父子別異取扱いは、憲法上許容されるか。

4. ④、憲法14条1項は、全ての者に於いて常に別異取扱いは許容されるものではなく、その者の特質等に著目して別異に取り扱うこと、実質的な平等・公平を目指すものあり。故に、別異取扱いは合理的なものであるか。当該取扱いは憲法上許容されるか。その別異取扱いの合理性は、目的の正当性及び手段の合理性を以て判断する。(法1条)

5. 本件における法の目的は、被災災害の父と生計を同じうする未成年の子の福祉の増進、換言すると、災害の父と生計を共にする者が死し、生活の糧を絶たれた児童を有する家庭に対し、被災母子特別支援金を支給し、児童の生活・養育を保障することである。

⑤ 目的は、25条1項の保障と生存権に照らし、正当である。

1 ページ

裏面へ

では、法の目的達成のための手段は合理的か。

(1) この点、国は、世帯の生計はなお主として男性によつて支えられた場合が多いことも理由に、被災母子特別支援金の支給も父も亡くした母子家庭に限ると不合理ではないという。

(2) 不確かな。我が国の歴史を顧みれば、古来は家庭の生計は男性が支えてきたが多く、その傾向は昭和から平成初期におもひ顯著に見られた。このおむ家庭の傾向・慣習も踏まると、母も失った家庭より父も失った家庭の方が、生活の糧も失うことが多く、要保護性が高いといえる。

(3) しかしながら現代を見れば、男女共同参画社会推進基本法や、男女雇用機会均等法の制定も見られる。男尊女卑、女性の社会進出の強い風潮がもたら、実際に女性も働き出し生計を支えるケースも見られる。

その結果、未だ男性が生計を支える家庭もありつつも、他方では共働きの世帯や専業主婦家庭も出現し、おむ共働きの世帯の中にも、甲のおむ夫婦が同程度の所得を得る世帯、乙のおむ妻が主生計を支える世帯、夫が主生計を支える世帯と、その多様性も増している。その今日においては、妻が一定程度の差^違生計を支える~~女性~~世帯は無視できない程度に増えている。

(4) 以上のおむ現代の社会情勢に照らせば、少なくとも今日においては、父も亡くした母子家庭は、母も亡くした父子家庭より、必ずしも要保護性が高いとはいえない。そのおむ以上、被災母子特別支援金支給対象も定めらるる当り、母も亡くした父子家庭と父も亡くした母子家庭を別異に取扱い意義はたつた。時代の変遷によつて、~~必要~~合理性も欠くるに至った。

以上の被災母子特別支援金も父も亡くした母子家庭に限定する法を来せば、法の目的も達するおむ手段として、

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

	もはや不合理である。故に、法条は14条項に違反し違憲である。
	6. よし、裁判所は法4条は違憲無効であると判決すべきである。
	以上
5	
10	
15	
20	
25	

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。



- ① 「法名」という表現は、意味は分かりますが、あまり一般的ではありません（仏教用語の「法名（ほうみょう）」としては良く使われますが）。「法令名」と書いてはいかがでしょうか。
- ② 導入があつたほうが書きやすいのだとは思いますが、この部分をそのまま削って6行目から文章を始めても、問題なく解答として成り立ちます。司法試験を含めた各種試験は、限られた時間で過不足のない答案作成が求められますので、不要な記載はなるべく書かないように意識された方が良いでしょう。
- ③ 好みの問題かもしれませんが、「ここで」という表現に意味はなく、省いてもよいのではないのでしょうか。
- ④ 時代の変化という観点から立法事実の変化をとらえていて説得的な論述だと思いました。ただし、現実の話としては、ひとり親世帯の平均年間収入は母子家庭が348万円であるのに対して父子家庭は573万円と、男女で1.5倍以上の開きがあります（厚労省の平成28年度全国ひとり親世帯等調査に拠る。）。このような背景があることは知識として知っておかれると良いと思います。
- ⑤ 違憲審査の基準設定については、次の点が気になりました。

第1に、本件法律における別異取扱いが、憲法14条1項後段の列举事由との関係でどう理解されるのかがはっきりしません（後段列举事由に該当する区別については違憲性の推定が働くのではないかという議論があつたかと思います。）。
第2に、具体的な基準を導くにあたっては、別異取扱いを行う法令の性質を踏まえた検討が必要ではないのでしょうか。たとえば、個人の権利・利益を制約する局面での別異取扱いについては厳格な審査が必要だけれど、給付を行う局面では政策的、裁量的な判断が求められるから緩やかな審査で足りるという考え方もあり得ると思います。
- ⑥ この点については、国の主張を適切に踏まえて反論する必要があります。設問における国の主張は、「世帯の生計はなお主として男性によって支えられる場合が多い」い、というものですから、例外があることは前提としており、経済的弱者となりやすい母子家庭をターゲットとして支援を行うことは、完璧ではないとしても被災者救済として一定の合理性がある、というものと見受けられます。また、そもそも本件法律における特別支援金は月額2万3000円であって、収入が断たれた世帯に対する支援としては到底十分なものではなく、支給期間も最長1年6月であり、その期間が経過すれば収入が回復しない母子家庭であっても一律に支給が打ち切られる性質のものです。となると、本件法律によって救済されない世帯に対しては、別途、生活保護法等による保護等が予定されているのであり、生

活保護法等による保護とは別に被災者支援としてどの程度の給付を行うかについては、経済的事情や国の政策的判断によるところが大きいのであり、この点については国の広汎な裁量が認められるとする主張も成り立ち得るところです。違憲という結論を採るにしても、このような主張を踏まえたうえで論述を展開していただければ、より評価の高い解答になるのではないかと思います。憲法の試験一般に対するアドバイスですが、法令の違憲性、不合理性というのは比較的簡単に論述ができる一方で、法令の合憲性、合理性を基礎づけるのは難しいです。最終的な結論（合憲／違憲）はいずれを採用してもよいですが、法令が合憲であるとするロジックを可能な限り検討した上で答案作成に臨むようにすると、事案の分析が進み、評価の高い答案になると思います。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)
A

- 1 本件法律は、被災母子家庭にのみ特別支援金制度を設け、被災父子家庭には同様の制度を設けていないため、被災母子家庭と被災父子家庭とを差別しており、14条に反するやが問題とする。
- 2 「法の下の平等」とは、不平等な法律を平等に適用しなくても意味がないことから「法の下の平等のためには」法内容の平等をも含む。
- 3 本件に於いては、被災母子家庭は本件法律に於いて5条により1月に2万3千円の支援金が支給されるのに対し、被災父子家庭は当該支給を受けることができないため、両者の取扱いに区別がある。
- 4 これは、かかる区別は再 合理的、審査基準の問題とする。
- 5 1) この点、原告乙等は、本件区別は性別、(憲法14条)による区別であり、後援判例事由に該当するため、直ちに厳格に審査すべき主張する。
- 15 2) 対し被告の国等は、判例は後援判例事由を列挙列挙してはならない。特別の意味を見出し、乙主張の直ちに厳格に審査すべきではない。更に、本件法律の目的福祉の増進を目的とする法律の合憲性判断には、国に合理的な立法裁量があることを踏まえ、緩やかに審査すべき主張する。
- 20 3) 更に、裁判官乙等は、後援判例事由は列挙列挙ではないものの、かかる区別は、歴史的に根深く、社会的に合理的な区別があるとして、合理的に被災する可能性が著しいと認め、被災母子家庭には、被災父子家庭にはあるべき合理的な区別の目的に鑑み、合理的な区別は立法目的に合理的な合理性を有しているとして判断し、その判断は慎重に行うべきであると認める。
- 25 5) 更に、区別の目的は、被災 本件法律1条の目的及び国の説明

5. ~~また、Z-1111は、被災による自宅の損壊の程度、財産の有無など~~
~~が所定範囲内である。被災による自宅の損壊の程度、被災による自宅の財産の有無など~~
~~が所定範囲内である。被災による自宅の損壊の程度、被災による自宅の財産の有無など~~
 である。Z-1111は、被災による自宅の損壊の程度、財産の有無など

1944. 失業者對生活保護中心。限失母子特別支給金制度

15 以下は「夏給額は2万3千円に及ぶとはいえず、暑業程度のためは
最低限の生活を保障する目的に本件請求は制限あり」とある。

20 ~~2003年同~~ 側面示知。

5 よて、本判決事は憲法14条1項の反比例合致にある。

W/L

- ① 憲法 14 条 1 項後段列举事由の位置づけ、福祉の増進という本件法律の趣旨に基づく立法裁量論など、検討すべき問題を適切に考慮したうえで違憲審査基準を導いており、優れた論述だと思います。
- ② 本件法律の内容に照らして、これが最低限の生活を保護する目的のものではなく、アファーマティヴ・アクション的な側面に基づくものであると位置づけて論述する点は、説得的で素晴らしいと思います。あえて付け加えるとすれば、本件法律 6 条で支給期間が最長 1 年 6 月と限定されていること（その期間が経過すれば収入が回復しない母子家庭であっても一律に支給が打ち切られる性質のものであること）も、本件法律が最低限の生活を保護する目的ではないと評価すべき事情として挙げられるのではないのでしょうか。また、仮に本件法律がアファーマティヴ・アクションに基づくものであるとしても、アファーマティヴ・アクションであれば別異取扱いが許容されるという主張それ自体についても議論があるところですので、この点に関する実質的な理由づけも展開されるとさらに良かったのではないかと思います。

以上

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

A

1. 本件で、これは被災母子特別支援金の支給に
関する法律(以下「法」と略)4条が、その支給対象と
被災母子家庭のみに限定していること~~は~~は、
被災父子家庭と被災母子家庭とを、その「性別」^{性別?}
(憲法(以下法名略)14条1項)のみにあて~~る~~取り扱
するものとして、14条1項に違反し、違憲であると主張
する。

2. この点、14条1項は、国又は地方公共団体~~は~~は、
事柄の性質上、合理的な~~で~~取り扱いか~~が~~許容されて
いる場合を除き、差別取扱いを禁止する趣意である。
そうだとすると、取扱いが「合理的」か否かは、
「事柄の性質」において、その~~審査~~審査の~~趣意~~趣意と
未~~た~~すべきである。

② 本件では、確かに、支給対象と母子家庭に
限定しており、母か父か、すなわち女性か男性かは、
「性別」であることから、自己の意思では、原則として
変更困難である「事柄」と言えるため、その
「合理」性の審査は、趣意に~~は~~すべきである。

しかし、本件法は、被災母子に対する~~支援金~~支給
という社会保障給付を定めた法律であるから、~~予~~予
~~立~~立~~法~~法~~府~~府~~に~~に~~ない~~ない~~趣意~~趣意~~を~~を~~無視~~無視~~し~~し~~得~~得~~難~~難
立法府にない。そうだとすると、かかる立法については、
立法府にその立法内容には~~ない~~ない~~裁量~~裁量~~権~~権~~が~~が~~認め~~認め
られるという「事柄の性質」も有する。

したがって、このような法律が定める取扱いが、
「合理的」か否かは、一定程度、~~狭く~~狭く~~審査~~審査~~すべき~~すべき
べきであるから、目的が正当で、目的との関係が

1 ページ

裏面へ

手段が不合理であることが明白でなれば、

その「合理性」性は認めらるゝと解する。

3 (1) これと本件についてみると、法の被災児童の福祉の増進を図るという目的は、社会における弱者救済の要請の観点からして、正当であると言える。

(2) 次に、このような目的との関係で、手段が不合理であることが明白であるか、検討すると、被災児童の福祉のために母子家庭、父子家庭関係なく、~~母子家庭~~被災者において、~~困窮~~困窮者家庭は存在するのであるから、その経済的困窮の度合いにおいてではなく、母子家庭や父子家庭において、支給の有無と決する手段は不合理とも思える。さらに、その支給額が月額2万3000円、総額で約90万円にも及ぶことを考えると、かかる支給方法における手段は不合理とも思える。

しかし、社会的事実として日本国においては、いまどき世帯の生計は、たゞ主として男性に支えられることが多いことは首肯できる上、少なくとも津波が激化するような、海岸沿いの地域においては、漁業がその産業の中心であることも多く、その点では、なおさら、その生計は男性に支えられることが多いと言える。

さらに、本件法が、社会保障給付にかかる法律であることに鑑みると、国の財政が無限に存在し得ない。以上、生計が男性に支えられることがいまどき多いという現状からは、より経済的困窮が切迫し易い可解性があり母子家庭にその支給対象を限定することも、合理性が

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

認めらる。この事、上記の如く、本件法は
社会保障給付に於ける法律であつて、さうに
災害支援を目的とする以上、支給に時間
かけては、その目的を達成できない、
経済的困難の程度によらず、母子家庭といふ
画一的な事件と認定するにも、合理性が
認めらるるとする。

そうだとすると、本件法が母子家庭のみを
その支給対象とする手段は、被災児童の
福祉の増進を図るという目的との関係で、
不合理であることが明白であるとは言えない。

(3) したがって、取扱いは「合理的」であるも
事柄の性質上、合理的な区別取扱いである
と見る。

4 よつて、本件法が、その支給対象を被災母子
家庭のみに限定していることは、合理的な区別
取扱いであるから、14条1項には違反せず、
合憲である。

以上

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。



- ① 「(以下「法」と略)」だけですと、表現として多少ぶっきらぼうな印象があります。とくにこだわりのないようであれば、法令の表現(たとえば民法25条)にならって、(以下「●●」という)としてはいかがでしょうか。加えて解答の以下の箇所を読むと、「法」ではなく「本件法」という表現が何度も用いられています。ご自身で定義された表現は一貫したほうがよいので、「法」と略するのが使いにくいのであれば、「(以下「本件法」という)」などとしたほうが望ましいです。
- また、「法名」という表現は、意味は分かりますが、あまり一般的ではありません(仏教用語の「法名(ほうみょう)」としては良く使われますが)。「法令名」と書くか、「以下省略する」とだけ書くなどしてはいかがでしょうか。
- ② 14条1項の審査基準として、「性別」による区別である一方で、社会保障給付であるから財政状況を見無視できず、国の広範な裁量が認められるというロジックは、明確で分かりやすいです。
- ③ 海岸沿いの地域では漁業が産業の中心であるとい概に言えるかどうか疑問がないではありませんが、立法事実があるかどうかという観点から事案を分析されているのはとても素晴らしいです。
- ④ 災害支援であるから、明確かつ早期に判断できる基準が求められるという視点は説得力を感じました。
- ⑤ 審査基準の設定、基準のあてはめ(事案の分析)のいずれについても適切にできており、憲法の答案として相当な水準にあると思います。なお、本問の具体的解釈についていえば、堀木訴訟最高裁判決でも言及されているとおり、生活困窮者については別途生活保護制度による救済が予定されていることも合憲性の理由として大きいと思われますので、その点に触れてもよかったのではないのでしょうか。

以上